

都市計画法

開発許可事務の手引き

(岐阜県宅地開発指導要領)

令和8年4月

岐阜県都市建築部建築指導課

本編 目次

第1章	開発行為	2
第1節	都市計画と開発許可制度	2
第2節	定義	8
第3節	開発行為の許可	13
第4節	盛土規制法の許可対象に該当する開発行為の取扱い	23
第2章	開発許可の手続き等	25
第1節	開発行為の許可申請	25
第2節	設計者の資格	31
第3節	開発許可の条件	33
第4節	開発許可等の標識の掲示	35
第5節	開発行為の変更許可申請	37
第6節	建築制限等	40
第7節	開発許可の地位の承継	41
第8節	開発行為の廃止	42
第9節	工事の完了と検査	43
第10節	完了後の建築制限等	45
第11節	適合証明書	47
第12節	開発登録簿	48
第13節	開発許可等の特例	50
第14節	違反行為に関する監督処分	52
第15節	不服申立て	55
第3章	開発許可の基準（技術的基準）	57
第1節	許可基準	57
第2節	道路	63
第3節	公園等空地	75
第4節	消防水利	78
第5節	排水施設	80
第6節	給水施設	106
第7節	住区構成と街区	107
第8節	造成工事	114
第9節	開発不適区域の除外	122
第10節	樹木の保存等	123
第11節	緩衝帯	125
第4章	市街化調整区域における開発行為等	127
第1節	用語の定義	127
第2節	開発行為の制限	128
第3節	建築制限	132
第4節	法第34条取扱い基準	135
第5節	法第43条の取扱い基準	189
第6節	岐阜県開発審査会について	190
第5章	公共施設管理者の同意等	198
第1節	公共施設管理者の同意と協議	198
第2節	公共施設の管理と帰属	200